

報道関係者 各位

市川市 総務部長 植草 耕一

「市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱」 の施行及びパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書交付式 の開催について

市川市では、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、「市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱」を制定し、令和4年2月1日に施行しますので、お知らせします。

また、制度施行に伴い、2月1日に届出受理証明書交付式を行うとともに、当該交付式 で届出をされる希望者を募集します。

記

- 1 パートナーシップ・ファミリー届出受理制度について
 - (1) 制度の特色
 - ① 届出受理制度であること。
 - ・同性の法律婚が認められるまで(法整備がされるまで)の間の繋ぎの制度である との基本的な認識の下、手続は、異性間の法律婚と同様に「届出制度」とした。 また、「宣誓・受領制度」は、カミングアウトを恐れる当事者にとってハードルが 高くなるとの考えもあることから「届出制度」とした。
 - ② ファミリーシップ制度も加えていること。(※県内初)
 - ・当事者には、未成年の子がいる場合もあることから、「ファミリーシップ制度」も加え、「当事者双方と子」を家族として扱えるようにした。
 - ③ 異性間の事実婚の方も対象としたこと。
 - ・異性間の事実婚の方(住民票に「同居人」と記載されていない方)も利用することができるようにすることで、日常生活上の不便さ等に対応できるようにした。
 - ④ 当事者のうち、一方が本市に住所を有していれば、パートナーシップの関係を認めることとしたこと。
 - ・法律婚でも夫婦が同居しているとは限らず、また、同居が婚姻の要件でもないことから、一方が市内に住所を有していればよいこととした。
 - ⑤ 届出は、通称名を使用することができることとしたこと。
 - ・当事者の方は、通称名を使用している方もいることから、通称名で届出をすることができることとした。
 - ⑥ 届出は、当事者のうち1人の来所で行えることとしたこと。
 - 手続における当事者の負担軽減のため、届出は当事者1人でできることとした。

- (2) 施行期日 令和4年2月1日(火)
- 2 パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書交付式について
 - (1) 交付式
 - ① 日時

令和4年2月1日(火) 10:30から

② 場所

第1庁舎 5階 研修室

- ③ 内容
 - 市長あいさつ
 - ・当事者によるパートナーシップ届出又はファミリーシップ届出
 - ・市長より、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書及び同カードの 交付
- (2) 交付式において届出をされる希望者の応募方法
 - ① 応募方法

2月1日の交付式で届出を希望される旨をメール・電話にて多様性社会推進課までご連絡ください。

② 締め切り

令和4年1月20日(木)

- ※1月25日(火)までに男女共同参画センターにお越しいただき、事前に必要 書類の提出をしていただきます。
- ③ 連絡先

多様性社会推進課

【メール】tayosei@city.ichikawa.lg.jp

【電話】047-322-6700

(3) 届出者への取材について

届出者への写真撮影及びインタビューは、事前に了承を頂いた方のみ可とします。

※ 届出希望者がなく、中止する場合は、別途お知らせします。

※要綱など、詳しくは、市公式Webサイトでご確認ください。

URL: https://www.citv.ichikawa.lg.jp/gen05/0000388487.html



(問い合わせ) 総務部 多様性社会推進課長 佐々木 敏樹 TEL 047-322-6700

(多様性社会推進課直通(市川市男女共同参画センター))